# HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.19

隼あすか法律事務所ニュースレター第 19 号　December, 2017

CONTENTS


- P．1…商標法 50 条の「使用」の意義
- P．4…預貯金債権の相続
- P．5…改正民法における消滅時効期間
- P．8…スポーツ団体における不祥事処分
- P.11…中国の国内法体系と外資規制について
- P.13…平成 28 年改正刑事訴訟法等のポイント解説
  ～日本版司法取引制度について～


## 商標法 50 条の「使用」の意義　弁護士　神村 泰輝

知財高裁平 27・11・26 第 4 部判決

### 第1　はじめに

商標法 50 条は、継続して 3 年以上日本国内において商標権者が登録商標の「使用」をしていないときは、商標登録の取消審判を請求することができる旨規定し、登録商標の不使用取消制度を定めています。では、この取消を免れるための登録商標の「使用」とはどのような態様の「使用」でなければならないのでしょうか。以下では、この問題について、「商標法 50 条所定の『使用』に該当するには、当該商標がその指定商品又は指定役務について何らかの態様で使用されていれば足り、出所表示機能を果たす態様に限定されるものではない」と判示した裁判例を紹介します。

## 第2 事実関係

【本件ラベル】

① Y は、HID ランプ集魚灯「アイライト」を発売した照明器具メーカーであり、「アイライト」の片仮名を横書きして成る本件商標（第 11 類「電球類及照明器具」）の商標権者であったところ、X は、本件商標が使用されていないことを理由として（商標法 50 条 1 項）本件商標の商標登録の取消しを求める審判を請求しました。

② X の請求に対し、特許庁は、Y が、平成 23 年 10 月、メタルハライドランプ水中灯「アイライト」である形式「M2000BW/V」を，本件ラベルが貼付された本件個装箱に入れて売却，納品した」行為（以下「本件行為」といいます。）を認定し、同行為をもって、本件審判の請求の登録前 3 年以内に日本国内において，商標権者である Y が本件商標と社会通念上同一の商標を使用していたと認められると判断しました。

③ 上記審決に対し、X が、その取消を求めた訴訟が本件訴訟です。
本件訴訟において、X は、(a)本件行為に係る物品受領書および請求書控えにおいて、型番「M2000BW/V」は記載されていたが、本件商標は記載されていなかった、(b)また、本件包装箱に貼付された本件ラベルにおいて、型番「M2000BW/V」は、「アイライト」との文字よりも目を引く顕著な態様で使用されていた等の理由により、Y 及び取引者において、メタルハライドランプ水中灯について、「アイライト」ではなく、型番の名称で認識して受発注を行っていたものであり、本件商標は、本件行為当時、出所表示機能を果たす態様で使用されていなかったため、本件行為は商標法50条所定の「使用」に該当しないと主張しました。そこで、本件行為が商標法50条所定の「使用」の事実に該当するか否かが争点となりました。

## 第3 判旨（抜粋）

### 1 結論

「Y は，本件行為，すなわち，平成 23 年 10 月 12 日，メタルハライドランプ水中灯「アイライト」である形式「M2000BW/V」を，本件ラベルが貼付された本件個装箱に入れて売却，納品したものと認められ，これは，商標法 2 条 3 項 2 号所定の「商品の包装に標章を付したものを譲渡」する行為であるから，商標法 50 条所定の「使用」の事実が認められる。」

### 2 X の主張について

(1) 商標法 50 条の「使用」の意味が出所表示機能を果たす態様に限定されないこと

「商標法 50 条の主な趣旨は，登録された商標には，その使用の有無にかかわらず，排他独占的な権利が発生することから，長期間にわたり全く使用されていない登録商標を存続させることは，当該商標に係る権利者以外の者の商標選択の余地を狭め，国民一般の利益を不当に侵害

するという弊害を招くおそれがあるので，一定期間使用されていない登録商標の商標登録を取り消すことについて審判を請求することができるというものである。

上記趣旨に鑑みれば，商標法 50 条所定の「使用」は，当該商標がその指定商品又は指定役務について何らかの態様で使用されていれば足り，出所表示機能を果たす態様に限定されるものではないというべきである。」

(2)「アイライト」が出所表示機能を果たしていなかったとはいえないこと

「被告が製造，販売する HID ランプ集魚灯「アイライト」には，メタルハライドランプと高圧ナトリウムランプがあり，メタルハライドランプは，船上灯と水中灯に分かれ，それぞれにおいてさらに，発光色やランプ電力等によって，「M2000B－W」，「M2000BW－W」など複数の形式に分かれている。

この点に鑑みると，前記集魚灯の受発注等に当たり，……被告とミツワ電機は，受発注に当たり，HID ランプ集魚灯「アイライト」のうちのどの製品を対象とするかを特定するために，「M2000BW/V」など形式を明らかにする名称を用い……ていたものと推認できる。」

本件ラベル……の外観は，前記……のとおりであるところ，本件商標である「アイライト」の文字は，本件ラベルの上方に，白地に黒の太字で表示された「メタルハライドランプ」，「水中灯」の文字に続いて，オレンジ地に白抜きで表示され，上記の文字と同様，鮮明に読み取ることができる。

以上によれば，本件行為当時，メタルハライドランプ水中灯につき，「アイライト」が出所表示機能を果たしていなかったということはでき……ない。」

**第4 検討**

「商標の使用」の意義について、商標権侵害訴訟（商標法 25 条、同 37 条）においては、出所表示機能を発揮するような使用（商標的使用）でなければならないと解釈され、その趣旨が商標法 26 条 1 項 6 号に明文化されたものと解されています。これに対し、登録商標取消審判（商標法 50 条等）における「商標の使用」の意義については、侵害訴訟における場合と同様に出所表示機能を発揮するような使用でなければならないか否かにつき争いがあります。この点、本判決は、不使用取消における商標の使用は、商標法 2 条 3 項の文言どおりに使用されていれば足り、出所表示機能を発揮するような態様に限定されないという見解を採用することを明確に示したものといえます。

本件の事案では、本件商標について出所表示機能が果たされている旨認定されているため、出所表示機能を果たしていないものの「何らかの態様」で使用されている場合とはいかなる事例であるのかは明らかとはなっていません。この点は今後の裁判例に委ねられることになります。

## 預貯金債権の相続　　弁護士　宮内　望

最高裁大法廷決定平成 28 年 12 月 19 日民集 70 巻 8 号 2121 頁

### 第1　はじめに

被相続人の死亡により相続が開始するところ（民法 882 条）、被相続人の財産は、被相続人の死亡と同時に相続人に移転します。このとき、相続人が複数いる場合には、その性質などから分割することのできる財産については法定相続分に応じて分割され、分割することのできない財産については相続人に共有されます（民法 898 条）。共有となった財産は、遺産分割によりその帰属が決定されることとなります。本件で問題となった預貯金債権については、これまで法律上当然に分割されると考えられていましたが（最判昭 29 年 4 月 8 日民集 8 巻 4 号 819 頁、最判平 16 年 4 月 20 日判例タイムズ 1151 号 294 頁）、本決定は、預貯金債権は相続開始と同時に当然に分割されず、遺産分割の対象となると判断しました。

### 第2　事案の概要

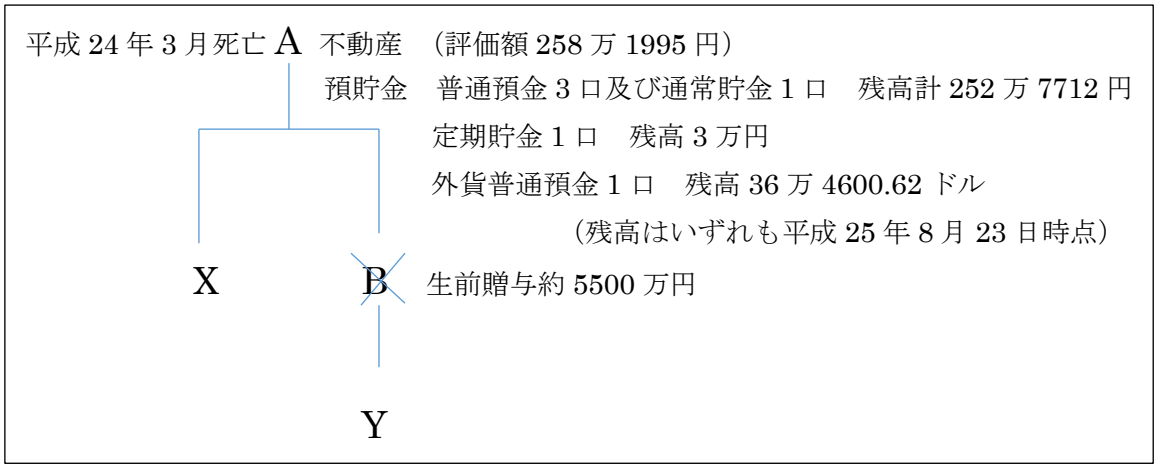


本件は、被相続人 A の死亡により、A の財産であった預貯金債権（約 3800 万円）及び不動産（約 250 万円）が相続され、預貯金債権については相続開始と同時に当然に相続人 X と Y に法定相続分である 2 分の 1 ずつで分割されたとした上で、不動産について特別受益（生前贈与）を考慮して X が相続するとした遺産分割審判に対し、X が預貯金債権も遺産分割の対象となるとして争った事案です。

預貯金債権を遺産分割の対象としない場合、X は 2150 万円（不動産 250 万円＋預貯金 1900 万円）、Y は 7400 万円（預貯金 1900 万円＋特別受益 5500 万円）取得するのに対し、預貯金債権を遺産分割の対象とした場合、X は 4050 万円（不動産 250 万円＋預貯金 3800 万円）、Y は特別受益の 5500 万円を取得することになります。

**第3　大法廷決定要旨等**

原々審及び原審は、これまでの判例を前提に、預貯金債権は預金者の死亡によって法定相続分に応じて当然に分割され、相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とすることはできないと判断しました。

しかし大法廷決定は、遺産分割の仕組みは、被相続人の権利義務の承継に当たり共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするものであることを前提に、確実かつ簡易に換価することができるという預貯金一般の性質及び、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得る普通預金及び通常貯金や契約上その分割払戻しが制限されている定期貯金など各種預貯金の性質を指摘し、預貯金一般の性格等を踏まえつつ以上のような各種預貯金債権の内容及び性質をみると、共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当であると判断しました。

**第4　最後に**

本決定を前提にすると、共同相続人の一部が、被相続人の預貯金債権を相続分に応じて分割取得したとして、金融機関に対しその法定相続分相当額の支払を求めた場合、その請求は否定されることとなります。本決定後、共同相続人の一人が、被相続人が預金債権を有していた金融機関に対し、預金債権を分割取得したとして遺産分割前に法定相続分の支払いを求めた事案で、このような個別権利行使が否定されています（最一小判平成 29 年 4 月 6 日判例タイムズ 1437 号 67 頁）。しかし、金融機関が顧客の便宜のためにリスクを考慮したうえで支払いを行うことを否定するものではないものと考えられます。

## 改正民法における消滅時効期間　　弁護士　加藤 裕之

**第1　消滅時効期間に関する改正経緯**

消滅時効に関して、債権は権利を行使することができる時から10年間で時効により消滅し（現行民法166条1項）、これが商事債権であれば5年間（商事消滅時効。商法522条）、また各職種別に飲食料等は1年間、弁護士等の報酬は2年間、医師等の報酬は3年間等（短期消滅時効。現行民法170条乃至174条）といったように、現行法下において、消滅時効期間は債権毎に定められています。

しかしながら、①例えば、報酬債権につき弁護士等と医師等の消滅時効期間に1年間の差を設ける合理的理由は見出し難く、また債権毎に消滅時効期間を確認するのは煩雑であり、さらに職

業によって条文の適否につき争いが生じる等、短期消滅時効制度の合理性に疑義が存在すること、②実際には5年間の商事消滅時効が多くの場面で適用され、5年間の消滅時効が事実上原則化していること等の理由から、民法においても消滅時効期間を統一化・短期化する方向での改正作業が検討されました。

もっとも、単純な期間の短期化とすると、債権を行使できることを知らないような債権者には些か酷な結果を招来する場面が出てきかねません。

そこで、改正民法においては、権利を行使することができる時から10年間という枠組みを維持しつつ、債権者の主観に応じて消滅時効期間を修正する形をとりました。

具体的には、消滅時効の起算点を客観的起算点（改正民法166条1項2号）と主観的起算点（改正民法166条1項1号）とに分け、客観的に起算する10年間の消滅時効期間の枠内で、債権者が権利行使可能と認識した時に、残期間が5年以上あれば、当該主観的起算から5年間を経過した時に消滅時効が完成するという仕組みになりました。

このように改正民法は、現行民法とは異なり、客観的起算点と主観的起算とが存在し、個々の場面に応じてどちらの起算点が機能するかによって消滅時効の完成時点が異なるため、これらを見分けることが重要になります。

そこで、各起算点のいずれが機能するかを見分けるべく、以下類型毎に概観します。

## 第2 客観的起算点が機能する場面

### 【パターン1】 客観的起算点が機能する場面①

～債権者が権利行使可能と認識しなかった場合～

客観的起算点が到来したものの、債権者が10年間、権利行使可能と認識しなかった場合には、客観的起算点から10年経過時点で消滅時効が完成します。

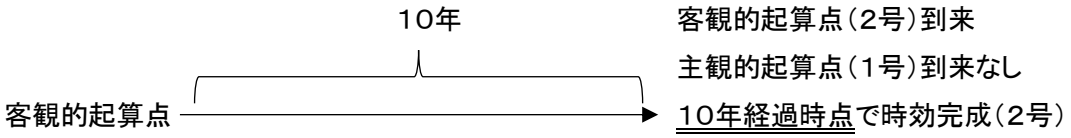


### 【パターン2】 客観的起算点が機能する場面②

～客観的起算点到来後、権利行使可能と認識するものの、残期間が5年未満の場合～

例えば、客観的起算点が到来し、8年目に債権者が権利行使可能と認識した場合には、客観的起算点から10年間の時効期間の枠内で見ると、債権者の認識時点での残期間が2年間であるため、客観的起算点から10年経過時点で消滅時効が完成します。

債権者の認識時から更に5年間の経過ではないため、この点には特に留意が必要です。

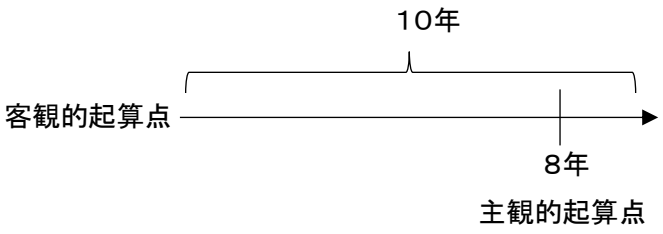


客観的起算点（2号）到来
主観的起算点（1号）8年目に到来
10年経過時点で時効完成（2号）
※8年目の主観的起算点から更に5年間ではない。

## 第3　主観的起算点が機能する場面

【パターン3】主観的起算点が機能する場面①（ex.契約に基づく債権等）

～客観的起算点と主観的起算点が一致する場合

契約に基づく債権等、客観的起算点が到来しそれと同時に債権者が権利行使可能と認識した場合には、その時点から5年経過時点で消滅時効が完成します。

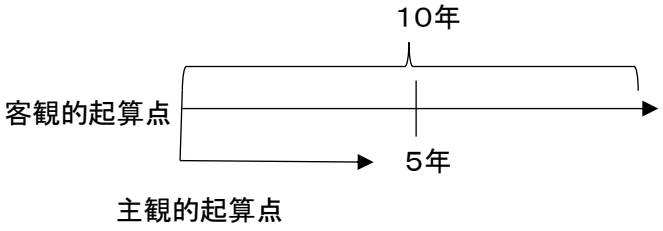


客観的起算点（2号）到来
主観的起算点（1号）同時に到来
5年経過時点で時効完成（1号）

【パターン4】主観的起算点が機能する場面②（ex.不当利得返還請求権等）

～債権者が権利行使可能と認識し、その時点の残期間が5年間以上の場合～

不当利得返還請求権等、必ずしも客観的起算点到来時に債権者が権利行使可能と認識していない場合でも、債権者の認識時点で残期間が5年以上であれば、その認識時点から5年経過時に消滅時効が完成します。

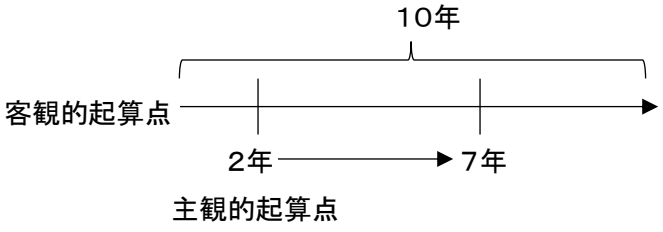


客観的起算点（2号）到来
主観的起算点（1号）2年目に到来
7年経過時点で時効完成（1号）
※正確には2年目より5年経過時点

## 第4　まとめ

上記の類型別に概観して明らかな通り、改正民法において時効管理上、従来の実務と異なるために注意を要するのは主観的起算点が機能する場面であり（パターン3及び4）、主観的起算点の到来後5年間のうちに適切な権利行使を行う必要があります。とりわけ【パターン4】のような

類型については、時効完成のタイミングに一層注意を払わなければならなくなっています。

改正民法においては上記の通り、主観的起算点が変動することにより、消滅時効期間が異なることとなり、この点を正確に理解した上での適切な債権管理及び時効管理が必要となります。

なお、人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、その保護法益の重大性に鑑み特則が設けられており、消滅時効期間を客観的起算点から20年（改正民法167条）、不法行為の場合に主観的起算点を5年間とする特則が設けられており、（改正民法724条の2）、下記の通り、生命等侵害の場合における損害賠償請求権が債務不履行に基づくか不法行為に基づくかによって時効期間に差が生じなくなりました。

【債務不履行】
原　　則：客観的起算点から10年、主観的起算点から5年
生命等侵害：客観的起算点から20年、主観的起算点から5年（改正民法167条）
【不法行為】
原　　則：客観的起算点から20年、主観的起算点から3年
生命等侵害：客観的起算点から20年、主観的起算点から5年（改正民法724条の2）
※不法行為の20年経過による債権消滅の性質は除籍期間から消滅時効に改められました。

## スポーツ団体における不祥事処分　　弁護士　椿原　直

### 第1　スポーツ団体は不祥事にどう取り組むべきか

2020 年の東京オリンピックを前に、スポーツへの興味関心は年々高まりを見せています。スポーツの社会に対する役割（社会的責任）への期待が高まる一方で、選手や指導者へ向けられる目も厳しくなっています。

スポーツ競技には、国内や地域における競技活動の運営や普及を統括する競技団体（以下「スポーツ団体」といいます。）があります。スポーツ競技に関連して不祥事があると、スポーツ団体は適切な処分を行うべきだとして、責任を問う声が上がります。

この点、私法の原則からすると、組織法（法人の役員に対する責任追及等）又は契約法に基づく規律が働く場合でなければ、義務を課し、権利を制約することはできません。この原則に従えば、スポーツ団体は、組織や契約における規定をもとに、処分できる者だけを処分すればよいということになりそうです。しかしながら、選手や指導者に対し、何を遵守すべきか規定していない場合や、特に不祥事処分の手続きを定めていない場合、スポーツ団体は、不祥事が起こったとしても不祥事を起こした者を処分できないことになりますが、それで果たして問題はないのでしょうか。

スポーツが果たすべき社会的な責任を考えると、スポーツ団体は、競技に関連して不祥事が生じることの無いよう積極的に取り組み、より豊かで健康的な社会の構築に貢献する必要があると

考えられます。単に受け身の姿勢で既存の組織や契約における規定を運用するということでは不十分です。選手や指導者をはじめ、広く関係者が不祥事となる行為をなすことを禁止し、不祥事が起こったときには適切な処分ができるような態勢を整える必要があると考えられます。

そして、適切な処分を行うための制度の整備や運用に当たっては、以下に述べるとおり、スポーツ団体の組織としての特徴や、不祥事処分の法的意味に対する理解が不可欠です。

## 第2 スポーツ団体の特徴・ステークホルダーとの関係性

スポーツ団体と一概にいっても、その法的意味は様々です。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく法人として設立された財団法人、社団法人が一定数あり、その中に公益認定を受けたものがあります。特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人である場合も一定数あります。会社法上の会社がスポーツ団体となり得ない理由はないですが、税務上の理由や、誰が株主となるべきかという適格性の問題から、日本ではあまりなじみがありません。

議論を困難にする１つの問題点として、権利能力なき社団、財団であるスポーツ団体が一定数存在することがあげられます。法人には、その根拠法に基づき役員が設置され、役員は、不祥事が生じた場合に、根拠法に基づいて責任を負います。権利能力なき社団、財団には根拠法に基づく処分を観念し得ず、組織の内部規定に基づいて処分が可能となるにとどまる点で、責任が不明確となります。

次に、同一競技内のスポーツ団体間の権利関係に関しても、法的な分析が必要です。前述の通り、会社法上の会社形態をとることは少ないところです。持分の無い法人の形態や、権利能力なき社団、財団の形態をとることから、持分による支配を観念できません。国内全体を統括する団体と、一定の地域を統括する団体との関係は、加盟団体規程等を通じた契約関係によって管理するしかありません。

さらに、選手や指導者等の各種ステークホルダーと、スポーツ団体の関係について検討すると、単に同一のスポーツに関与しているということだけでは何らの法的関係は導くことができません。これらの者を処分するには、倫理規程等、ステークホルダーに対して不祥事となる行為をなすことを禁止する規定を、選手や指導者としての登録制度に関連付けることで、初めて登録を取り消し、競技会等への参加を禁止するなどの不祥事処分が実効的になります。なお、登録制度の対象外の者に関しては、契約自由の観点から、将来の登録を拒絶するという以外に有効な処分が観念できない、ということも留意が必要です。

## 第3 実体規定及び手続規定としての倫理規程

### １ 実体規定

刑事罰を行う上で、実体法上重要なことの一つとして罪刑法定主義があり、労働契約において懲戒処分を行う上で重要なことの一つとして、禁止行為と懲戒処分の内容が就業規則に定まって

いることがあげられます。同様に、スポーツ団体が不祥事処分を行う際に、禁止行為と処罰の内容が明確となっていることは、実体法上極めて重要です。また、定められた規定に基づき、行為に見合った相当な処分がなされるようにすることも、極めて重要なポイントといえます。

実体規定の点は、法曹関係者以外にも比較的理解が容易な問題点と考えられます。

**２ 手続規定**

他方、不祥事処分が処分対象者に不利益を課すという点に着目すると、不祥事処分を行うまでの適正手続もまた、同時に重要となります。中立的な立場の者による調査・判断、適切な事実調査、証拠による事実認定、具体的な事実関係に対する適切な弁明の機会の付与、処分時の通知、基準に従った公平な公表、第三者機関への不服申立ての機会の付与など、手続の開始時点から終了時点まで、考慮すべき点は枚挙に暇がありません。スポーツ団体は、これらの点に関して、網羅的に手続規定を設け、実際に処分を行う際には、設けた手続規定に忠実に従って、処分を行う必要があります。

手続規定の点は、日常から法律を取り扱う人以外の納得を速やかに得ることがなかなか困難なことも多々あります。しかしながら、スポーツ団体の不祥事処分の正当性を担保するためには、適正手続は極めて重要であり、単に結論が正しければ何をやってもよい、というものではないところと考えられます。

## 第4 終わりに

ここまで述べてきたとおり、スポーツ団体が不祥事処分を行うに当たっては、相当性の原則や適正手続などを理解できるだけの法的な素養が必要であり、弁護士として関与すべきことも多々あると考えられます。また、労働事件（懲戒解雇に当たっての調査）や会社法事件（理事会議事録の整備）など、日常業務との共通点も見られます。

個人的には、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士の使命の下、全ての人々の権利であるスポーツを「する」、「みる」、「支える」権利を擁護するという点で、スポーツ団体の不祥事処分に関与することは非常に重要な意味を有していると考えています。

弁護士の業務には多数のプロボノ活動が含まれており、多くの弁護士が積極的にプロボノ活動に取り組んでいることは、既に多くの方々に知られているところと思います。本メールマガジンの読者の皆様には、プロボノ活動の一環として、スポーツ団体の不祥事処分の支援といったものもあるということを、どうかご理解いただければ幸いです。

## 中国の国内法体系と外資規制について　　周 加萍

### 第1 中国の国内法体系

中国国内の現行法律体系は、概ね以下七つの部門法を含んでいます。即ち憲法関連法部門、民商法部門、行政法部門、経済法部門、労働と社会保障法部門、刑法部門、手続法部門です。全部で200余の法律法規が制定、施行されていますが、それぞれの名称、立法機関及び形式は下表のとおりです。

| | 立法機関 | 例 |
|---|---|---|
| 法律 | 憲法：全人大<br>法律：全人代とその常務委<br>（日本の国会相当） | 立法法、刑法、民事訴訟法、会社法、契約法<br>民法通則 |
| 行政法規 | 国務院<br>（日本の内閣相当） | 企業法人登記管理条例、技術輸出入管理規定 |
| 部門規章（規則） | 国務院の所在機関（商務部、発展改革委員会など）。 | 科学技術秘密保持規定<br>（国務院科学委員会制定） |
| 地方性法規 | 省レベル以上の地方の人民代表大会とその常務委 | 上海市消費者権益保護条例、広東省資源総合利用管理条例 |
| 地方政府規章（規則） | 地方政府 | 上海市気象災害防止弁法 |
| 自治条例 | 民族自治区人民代表大会とその常務委 | 涼山彝族自治州自治条例 |
| 特別地域（経済特区、HK 特別行政区など） | 全人代常務委の特別授権による立法権 | 深せん市都市更新弁法 |

◆司法解釈

中国は制定法主義国で、判例には法規範としての効力はありません。但し、最高人民法院、最高人民検察院による「司法解釈」は法的効力を有します。司法解釈とは、最高人民法院及び最高人民検察院が裁判活動／検察活動における法令の具体的適用について行う解釈を意味し、補充立法に近い内容のものも多く、法律実務においては司法解釈が殆ど制定法と同様の形で機能しています。例：最高院の契約法の適用に関する若干問題の解釈。

### 第2 外商投資企業と外資制限

#### 1 外商投資企業

中国に設立される外国系の企業をいい、「三資企業」（独資・合弁・合作）とも呼ばれます。外資25%以上、優遇税制策等を享受できます。

会社法という一般法に対して、それぞれ下記のような特別法が適用されます。

・独資：外資企業法及びその実施細則。完全外資支配権

・合弁：中外合資経営企業法及びその実施条例。出資率に応じる支配権

・合作：中外合作経営企業法及びその実施細則。契約による支配権や制度設計が可能

※上記三資法を統一する法律、「外資投資法」は近時、制定中です（パブコメ済）。

**２ 外資の中国投資に関する制限**

外国投資産業指導目録（直近は 2015 年）により、制限、禁止業種を指定しています。

例：印刷会社を設立する際、包装印刷とその他印刷に従事する場合は単独資本でも可能であるのに対し、出版物印刷に従事する場合は必ず中国企業がマジョリティとなる合弁にしなければなりません。

**３ 中国企業（個人）の海外投資に関する制限**

最近、マネー・ローンダリング（資金洗浄）や海外への不正資金移動の防止のため、海外投資や外貨流出を厳しく制限することになっています。

（1）対企業：海外投資案件の多くは、届出制から審査制へ

2017 年 8 月 4 日国家発改委、商務部、人民銀行等による海外投資に関する指導意見によれば、中国企業の海外投資案件について、奨励類、制限類、禁止類を設けて特別対応しています。

① 奨励される投資

・“一帯一路”を推進する案件や関連インフラ整備、インターネット関連事業

・優位産業のレベルアップ、先端装備と技術基準の輸出に係わる事業

・海外ハイテクと先進的製造業との投資協力案件、海外における研究開発センター設立案件

・エネルギー開発、農業の対外協力

・商業貿易、文化、物流などサービス業等

② 制限される投資

・不動産、ホテル、映画館、娯楽業、スポーツクラブ等

・実態のない株式投資基金又は投資プラットフォーム

・投資先国の技術基準に適合しない古い生産設備の製造等

③ 禁止される投資

・中国の輸出禁止とされる技術、工程、製品を利用した事業

・賭博、色情産業

・その他国家利益又は国家安全を損害する恐れのある事業等

（2）個人の海外投資に関する外貨制限

外貨に両替できる金額の上限は1人当たり年5万ドル、下記のような付加要件もあります。

・資金が海外での不動産や証券、生命保険、投資型保険の購入に使われないことの誓約
・資金の使途について、出張費や留学費、親族訪問、治療、商品取引、非投資型保険商品の購入など、より詳細な計画提供の義務付け
・外為規則の違反者は通貨当局のウォッチリストに載り、3年間は外貨取得枠を認められず、マネロン捜査の対象となります。
・顧客はマネロンや脱税、地下銀行取引に関する規制の順守を確認しなければなりません。

## 平成 28 年改正刑事訴訟法等のポイント解説 ～日本版司法取引制度について～

弁護士　金子 典正

### 第1　制度の概要

いわゆる「司法取引」には、被疑者あるいは被告人が、①有罪を認める見返りに刑の減軽や免責を受ける「自己負罪型」と、②訴追機関に他人の犯罪を明らかにするための協力をする見返りに刑の減軽や免責を受ける「訴追協力型」があるとされるところ、平成 28 年 5 月 24 日付「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（以下、「平成 28 年改正法」といいます。）では、②「訴追協力型」のみが導入されることになりました。

### 第2　特定犯罪

日本版司法取引の対象となる犯罪は、被疑者・被告人の刑事事件の被疑事実と、被疑者・被告人が捜査に協力する「他人の犯罪事実」の被疑事実の両方が、一定の財政経済関係犯罪及び薬物銃器犯罪などの「特定犯罪」に該当している必要があります。

**1 対象となる犯罪**

① 刑法及び組織犯罪処罰法に規定された犯罪（公務執行妨害罪、文書偽造罪など）
② 財政経済関係犯罪（租税に関する法律、独占禁止法など）
③ 薬物銃器犯罪
④ 上記①ないし③の犯罪を本犯とする犯人蔵匿・証拠隠滅罪、犯罪収益等隠匿・収受罪

**2 対象とならない犯罪**

死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる犯罪、生命身体への侵害や性犯罪などの被害者がいる犯罪は「特定犯罪」に含まれない点に注意が必要です。

## 第3 「協力行為」の内容

日本版司法取引制度の利用に際して、被疑者・被告人と検察官は、以下の行為の少なくともいずれか 1 つを「協力行為」として提供することとされています。

**1 被疑者・被告人側（改正法 350 の 2①一）**

① 捜査機関の取調べにおいて真実の供述をすること
② 当該他人の刑事事件の証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること
③ 捜査機関に対して証拠物を提出すること

また、①ないし③に付随する行為であり、合意の目的を達成するために必要な行為も被疑者・被告人による捜査・訴追協力に含まれます（改正法 350 の 2③）。

**2 検察官側（改正法 350 の 2①二）**

① 公訴を提起しないこと
② 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し又はこれを維持すること
③ 公訴を取り消すこと
④ 特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること
⑤ 即決裁判手続の申立てをすること
⑥ 略式命令の請求をすること
⑦ 特定の刑を科すべき旨の求刑意見を述べること

また、①ないし⑥に付随する行為であり、合意の目的を達成するために必要な行為も検察官の与える見返りに含まれます（改正法 350 の 2③）。

## 第4 弁護人の関与の必要性・合意書面の取扱い

被疑者・被告人のみでは検察官と対等な協議を行うことは困難であることから、日本版司法取引を行うためには、被疑者・被告人だけではなく弁護人の関与が必要とされ、最終的に取引が成立した場合には、検察官、被疑者・被告人及び弁護人が連署した合意書面を作成することになります。

## 第5 合意不成立の場合の取扱い

平成 28 年改正法では、仮に合意が成立しなかった場合には、被疑者・被告人の協議過程でなされた「他人の刑事事件」についての供述は、証拠とすることができないとされています。

他方で、協議中になされた被疑者・被告人の供述を手掛かりに、捜査機関が更に捜査を行って新たに証拠を獲得した場合（いわゆる「派生証拠」を獲得した場合）については、捜査機関の捜査

活動を制約しないようにとの観点から、派生証拠の利用に制限は課されていません。そのため、協議中にした自己の供述を端緒として獲得された派生証拠が、共犯の事件だけでなく、自己の事件においても利用される可能性があることには注意が必要です。

## 編集後記

今年も、一年の終わりが近づいて参りました。皆様におかれましては、年末の仕事納めに向け忙しい日々を過ごされていることと存じます。弁護士一年目の私が編集委員を代表して今年を振り返りますと、日常業務に忙殺され、答えのない問題に頭を悩ませる毎日ではありましたが、その分成長を感じられる充実した年でもありました。今後も、誌面や業務を通して、成長の成果を皆様にお伝えできたらと思います。今年も弊所メールマガジンをお読み頂きありがとうございました。

（ニュースレター編集チーム）

## 配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

## 当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階
隼あすか法律事務所
電話：03-3595-7070 ／ FAX：03-3595-7105
E-mail：info@halaw.jp ／ URL：http://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。